

報告第17号

ときわ台小学校区スクールバスの事故に係る和解についての専決
処分の承認について

西海市西彼町下岳郷で発生した物損事故に關し、和解することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求める。

令和7年1月28日

西海市長 瀬川 光之

専決処分第9号

和解することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分する。

令和7年10月22日 専決

西海市長 瀬川 光之

ときわ台小学校区スクールバスの事故に係る和解について

西海市西彼町下岳郷で発生した物損事故に關し、次のとおり和解するものとする。

1 相 手 方 長崎県西海市西彼町鳥加郷1739番地5
有限会社せいひ観光 代表取締役 島田 悟

2 事故の発生概要 発生日時 令和7年2月28日 午前7時30分頃
発生場所 西海市西彼町下岳郷774番地5

3 事 故 の 状 況 相手方の従業員である運転手が、本市と相手方との間で締結した令和6年2月26日付け西海市スクールバス運転業務委託契約（以下「本件契約」という。）に基づき、本市が所有し、ときわ台小学校区のスクールバスとして使用する自動車を運転中、脇見運転が原因で市道脇のガードレールに衝突させ、当該自動車及びガードレールを破損させたもの。

4 和 解 の 内 容 (1) 有限会社せいひ観光（以下「相手方」という。）は、本件事故に基づく損害賠償金として、

419万597円から車両保険により補てんされた175万円を除く、244万597円を損害賠償金として本市に支払う。

- (2) 相手方は、令和7年11月末日限り、上記損害賠償金の全額を、本市が指定する銀行口座に送金する方法により支払う。但し、送金に要する費用は相手方の負担とする。
- (3) 本市及び相手方は、本市と相手方及び本市と相手方の従業員である運転手との間には、本件事故及び本件契約に関し、この和解の内容に定めるほかに何らの債権債務のないことを相互に確認する。

施設損壊事故等発生概要書

| | |
|---------|---|
| 相手方 | 氏名 有限会社せいひ観光 代表取締役 島田 悟 住所 長崎県西海市西彼町鳥加郷 1739 番地 5 |
| 事故日時 | 令和7年2月28日 午前7時30分頃 |
| 施設名等 | ときわ台小学校区スクールバス |
| 事故場所 | 西海市西彼町下岳郷 774 番地 5 |
| 警察届出 | 無 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> (西海警察署) |
| 事故区分 | <input type="checkbox"/> 単独 <input checked="" type="checkbox"/> 対物 <input checked="" type="checkbox"/> 対人 |
| 事故概要 | 相手方の従業員である運転手が、ときわ台小学校区のスクールバスを運転中、脇見運転が原因で市道脇のガードレールに衝突し、市所有のスクールバス及びガードレールを破損させたもの。 |
| 事故状況略図 | |
| 損害見積額 | 4,190,597円 |
| 損害賠償の方法 | <p>① 損害賠償保険 (加入保険会社名:一般財団法人全国自治協会)</p> <p>② その他(相手方)</p> |